

令和 8 年度 健康福祉委員会資料

1 令和 8 年第 3 回定例会提出予定議案の説明

(4) 議案第 1 2 3 号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

資 料 1 議案第 1 2 3 号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部
を改正する条例の制定について

資 料 2 新旧対照表

令和 8 年 8 月 2 6 日

消 防 局

(総務部 庶務課)

議案第 1 2 3 号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部 を改正する条例について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、葬祭補償の額を改定するため改正するもの

1 改正内容

法令の一部改正に伴い、葬祭補償の額を改定するもの

2 施行期日等

公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用

議案第 1 2 3 号参考資料

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例関係

1 条例改正に係る法令とその内容・背景

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正（令和 8 年 5 月 2 7 日公布 公布の日から施行）

非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額が、社会経済情勢に鑑み、3 1 5, 0 0 0 円から 3 3 0, 0 0 0 円に改められたもの

2 補償制度の概要

非常勤消防団員等の公務災害補償は、消防組織法等の規定に基づき、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより行うこととされている。

葬祭補償は、公務等による死亡に伴う葬祭の費用の支出を補填するために、死亡した非常勤消防団員等の葬祭を行う者に対し支給することとされている。

3 消防団員数（令和 8 年 7 月 1 日現在）

定員 1, 3 4 5 人

現員 1, 0 7 1 人

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市消防団員公務災害補償条例 昭和36年3月31日条例第23号 (略) (葬祭補償) 第13条 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行うものに対して、<u>330,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	○川崎市消防団員公務災害補償条例 昭和36年3月31日条例第23号 (略) (葬祭補償) 第13条 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行うものに対して、<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。